

## 別紙

### 1 訂正請求及び処分の内容

#### (1) 訂正請求に係る保有個人情報の内容

##### ア 相談処理経過の概要

(警視庁〇〇警察署、処理年月日令和〇年〇月〇日、管理番号〇-〇号)

##### イ 相談処理経過の概要

(警視庁〇〇警察署、処理年月日令和〇年〇月〇日、管理番号〇-〇号)

##### ウ 生活安全相談処理結果表

(警視庁〇〇警察署、受理年月日令和〇年〇月〇日、管理番号〇-〇号、相談処理経過の概要(経過番号〇))

##### エ 生活安全相談処理結果表

(警視庁〇〇警察署、受理年月日令和〇年〇月〇日、管理番号〇-〇号、相談処理経過の概要(経過番号〇))

##### オ 相談処理経過の概要

(警視庁〇〇警察署、処理年月日令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日、管理番号〇-〇号)

##### カ 相談処理経過の概要

(警視庁〇〇警察署、処理年月日令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日、管理番号〇-〇号)

##### キ 生活安全相談処理結果表

(警視庁〇〇警察署、受理年月日令和〇年〇月〇日、管理番号〇-〇号)

#### (2) 決定

不訂正

#### (3) 訂正をしないこととした理由

当庁における生活安全相談は、都民の社会生活上生じる防犯問題、家事問題等に関する相談について、都民の生活の安全にかかわる援助の要請に積極的かつ適切に対応することにより、犯罪の未然防止等を図り、もって都民生活の安全と平穏を確保することを目的としています。

生活安全相談処理結果表(相談処理経過の概要を含む。)は、当庁における生活安全相談業務の目的を適正に遂行するため、相談を受理した担当者が、その必要に応じて、相談者から聴取した相談の内容や取扱いの状況について記載するものです。

あなたは、本件訂正請求に係る生活安全相談処理結果表(以下「本件保有個人情報」という。)に記載された内容が事実と異なることから訂正することを求めています。調査の結果、これらの記載が事実と異なると認められる記録もなく、本件保有個人情報の記載が事実でないとは認められません。

また、生活安全相談処理結果表については、相談者から聴取した内容を逐語的に記載するものではなく、相談を受理した担当者が相談者から聴取した内容を当該相談に対応するため必要に応じて要約し記載するものです。

さらに、本件相談対応は既に終了していることから、利用目的の達成の観点からも本件保有個

個人情報の記載を訂正する必要は認められません。

よって、本件訂正請求に理由があるとは認められないことから、訂正はしません。

## 2 利用停止請求及び処分の内容

### (1) 利用停止請求に係る保有個人情報の内容

相談処理経過の概要（警視庁〇〇警察署、処理年月日令和〇年〇月〇日、管理番号〇-〇号）のうち、上申書

### (2) 決定

利用不停止

### (3) 利用停止をしない理由

当庁における生活安全相談は、都民の社会生活上生じる防犯問題、家事問題等に関する相談について、都民の生活の安全に関わる援助の要請に積極的かつ適切に対応することにより、犯罪の未然防止等を図り、もって都民生活の安全と平穏を確保することを目的としています。

生活安全相談処理結果表に付随する相談処理経過の概要は、当庁における生活安全相談業務の目的を適正に遂行するため、相談を受理した担当者が、その必要に応じて、相談者から聴取した相談の内容や取扱いの状況について記載するものです。また、相談処理経過の概要には相談者から提出された資料を添付する場合があります。

本件利用停止請求に係る保有個人情報は、本件相談に関してあなたが作成し提出した上申書（以下「本件保有個人情報」という。）であり、相談業務に対する適切な処理を行い、その処理状況を明らかにするという目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集し、保有しているものです。

また、本件保有個人情報は、作成後、本件相談を受理した警察署において適正に保管されており、相談業務の目的を超えて利用された事実は認められません。

あなたは、「〇〇」旨主張し、本件保有個人情報の消去を求めています。上記のとおり個人情報の保護に関する法律第98条第1項第1号に規定するいずれの事由にも該当せず、同法第100条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないため、本件保有個人情報の消去は行いません。